

重要文化財住宅所有者の生活と保存活用に向けての問題点

奈良市藤岡家住宅を中心とする事例研究

Issues in Preserving, Utilizing and Living in an Important Cultural-Asset Residence

- A Case Study of Fujioka Residence in Nara City -

鈴木あるの

Arno SUZUKI

1. 論考の主旨

重要文化財指定を受けた物件に実際に住みながら保存活用を行うことは非常に難しい。伝統建築の環境的・機能的特性は建築材料や内部の構造と不可分のものであり、街並み保存のためのファサードの維持だけでは観光利用が限界である。たとえば建築の形体と材料を内部まで従来通りに保存したとしても、職住を含めた使われ方、生活に必要な設備、近隣との関係、開口部の開閉状態、畳座の習慣や作法に至る全てが当初の設計の中に想定されていたものと異なってしまった現代において、古民家の真価を保つことは非常に困難である。一方で、歴史的建築物の保存・保全の合意を得るためには、従来の文化的価値だけでは共感を得られない場合が多いため、従来の歴史的な視点から一歩進め、「利用」を前提とした計画学的議論もなされるようになってきた⁽¹⁾。

本稿においては、所有者による重要文化財民家維持保存の難しさと問題点の所在を明らかにすることにより、状況改善の可能性およびその方策について考察したい。今回は奈良町の重要文化財藤岡家住宅の事例を中心に、特に経営・財政面、近隣との関係、一般納税者も含めた周囲の理解という問題に注目しつつ指摘する。特に藤岡家について詳しく報告するのは、所有者が様々な努力をしたにも拘わらず、町家ゆえの活用の難しさが明らかになったわかりやすい事例であり、かつ先行研究にも文献にも紹介されていないからである。

2. 既往研究

「全国重文民家の集い」^{注1)}の総会で交換される意見や報告、および同会が全国の会員に対して行ってきたアンケート調査を見ると、重要文化財所有者の生活実態とその変化が明らかになる。1967年の会結成時のアンケート(n=103)においては、「後継者について不安あり」が37%、「次代まで見通しあり」が56%であった⁽²⁾。2009年のアンケート(n=75)においては、後継者に不安がある人が54%に増加しており、それ以外の要因も含めると所有建物の保存維持に不安や心配があると答えた人が89%に上っている⁽³⁾。その多くは記述により経済的な負担や将来への不安とともに相続税の100%減免や維持管理費の国庫負担を訴えていた。もし英国のナショナルトラスト^{注2)}のような新しい制度ができれば賛同するかという質問に対しては、96%の回答者が賛同すると答えた。

民家に関する既往研究は民俗学や地理学に始まる。保存活動に伴って建築史学的研究も盛んになった⁽⁴⁾が、そこでは歴史や形態や材料についての研究が中心である。住居としての生活実態については、前述の所有者団体が執筆した一般書⁽⁵⁾⁽⁶⁾や、文化財所有者に対するアンケート調査報告⁽⁷⁾に詳しい。建築系の学術論文においては、重文指定を受けていない家屋の公民館や資料館等としての地域における公共施設への転用事例は多く見られるが、重文指定民家における居住および維持管理について論じたものは無い。

3. 調査と報告の方法

「全国重文民家の集い」会員の活動記録から読み取れる状況を参考にしつつ、その中に含まれていない奈良県奈良市の藤岡家住宅に対し、過去 11 年間にわたり、毎年 1 回の訪問見学および聞き取り調査を行った。特に 2012 年 7 月 28 日には、日々の維持管理および訪問者応対を行ってきた当主夫人に対し 8 時間にわたる対談形式のインタビューを行い、許可を得て IC レコーダーに記録した。また指定家屋の活用の比較事例として 2012 年 5 月 18 日に宮城県名取市の洞口家住宅当主夫妻からも、約 1 時間の聞き取り調査を行った。また重文民家の維持保存についての全般的な現状を確認するため、2013 年 2 月 23 日に全国重文民家の集い代表幹事である大阪府羽曳野市の吉村家住宅当主吉村堯士氏から約 2 時間の聞き取りを行った。さらに行政からの財政支援について確認するため、2013 年 3 月 5 日に吉村家住宅の維持保存を管轄している羽曳野市歴史文化財推進室からも 30 分程度の聞き取りを行った。藤岡家以外ではすべて、話を聞きながらの筆記による記録である。

見学者側の意識を確認するため、過去 11 年間に藤岡家を筆者と共に見学した学生の意見も参照した。内訳は、米国人約 80 名、中国人（日本在住）約 40 名、日本人約 160 名である^{注3)}。しかし彼らの大半は環境デザイン学または環境学を専攻する学生であったことから、古民家の保存活用に興味や理解を示す人が多く含まれている一方、財政面について納税者の立場から総合的な判断を下すこともできなかった。そこで、もっと一般的な市民の意見を確認すべく、2013 年 2 月、70 万人の登録モニターの中から無作為に抽出された 15 歳～ 歳の男女 2985 名にインターネット配信^{注4)}を利用してアンケートを配布し、563 人から寄せられた回答を集計して分析し、今後の文化財住宅の維持保存活用の可能性について考察した。

4. 事例研究対象の歴史

奈良県奈良市元興寺町にある藤岡家住宅は、18 世紀後半の建築と推定されている商家である⁽⁸⁾。江戸時代には萩原家として薬種商や小間物商を代々営み、1934 より藤岡家となって 1950 年代まで和紙商を営んだが、現当は仕舞屋となっている。

主屋は、間取りや仕様変更のための改築が繰り返されてきた（図 1）⁽⁸⁾。重要文化財指定当時にはかなりの傷みも見られ（図 2）、1971 年には、国庫補助金を得て屋根全面葺替、床組修理、庇垂木の取替え、壁の上塗りなどの部分修理が行われた。1985 年には水害を受けた床組を補修し、その際に奈良市により敷地内を通る水路のコンクリート護岸工事も行われた（図 3）。1971 年当時、全面的な解体修理のできる国庫補助金申請が通ったにも拘らず部分的な修理にとどめたのは、後継者である長男（現当主）がこの家屋を文化財として維持していけるのか否かが未知であったためである。

1987 年には会社員となった長男が家督を継ぎ、翌年 1988 年は老父母の介護のため、主屋の奥にあった土蔵、小屋、離れを撤去して居宅を建築し、主屋に付属する風呂を便所に変更した。この際に、便所を水洗化し公共下水道に接続する工事も同時に行い、汲取ホースがトオリニワ（調理場を含む）を通るという非衛生的な状況を改善した。

しかし前面道路の表面排水が家屋内に浸入してくる問題はおさまらず、これを解決するには基礎を上げての全面的な解体修理を行うしか方法がないことが判明した。これは、前面道路の相次ぐ舗装により最大 30cm にもなっていた、敷地内外の地盤高の高低差という後天的な外部要因による損傷である。解体修理をするか否かに際しては家族の中でも議論が分かれたが、最終的には、当家を文化財として維持管理したいという現当主夫人の意向により、1996 年、指定部分の全面的な解体修理に踏み切った。

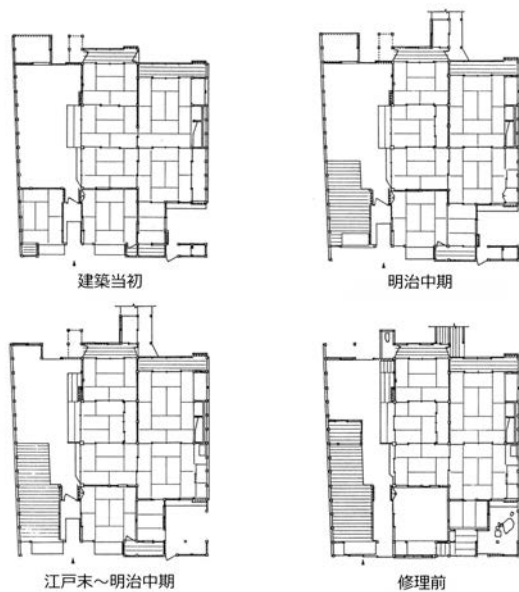


図1 藤岡家の平面の変遷⁽²⁾



図2 1968年の藤岡家⁽²⁾



図3 1985年の藤岡家⁽²⁾

5. 重要文化財所有者の経済的・精神的負担

5-1. 解体修理費用と居宅建設費用の二重負担

藤岡家主屋解体修理の総事業費は1億8320万円で、うち約1割を所有者が負担した⁽⁸⁾。このように文化財修理の事業費は多額であるので、一部負担とはいえ通常の一戸建が新築できるほどの金額となる。全国重文民家の集いが2009年に実施したアンケート(n=75)⁽³⁾においては「1千万円以上の負担は無理」という回答が半数を超えた。また「復原により居住が著しく難しくなった場合」の管理棟の建築には「民家保存管理施設費国庫補助」という支援があるが、仮に申請が通ったとしても助成金の上限は270万円である。藤岡家は主屋に隣接して管理棟を全額自己負担で新築し、解体修理費用と管理棟との二重ローンを支払った。また、敷地全体が指定を受けない限り、管理棟部分の相続税や固定資産税には減免も無い。

5-2. 継続的管理費用

さらに所有者は、文化財指定された家屋の日常的な維持管理費用も永続的に負担して行かなければならないのが現実であるが、それも工業製品が使える現代住宅の修繕費とは桁違いの金額になる。大阪府羽曳野市の吉村家住宅が2000年に行った茅葺き屋根の葺き替え工費は6200万円に上り、その1割を所有者が負担した^(注5)。このように、所有者は定期的に数百万円単位の修繕経費を定期的に負担せざるをえない。1996年に全国重文民家の集いが実施した会員アンケート(n=124)⁽⁹⁾によれば、所有者の56%が「維持管理費は全て個人負担」である。同会の代表幹事で全国の事情に詳しい吉村氏によれば、助成金はあったとしても年間10万円～20万円程度とのことである^(注6)。

定期的な維持管理費用のみならず、相続税の負担も大きい⁽⁵⁾。所有者達の長年の陳情が実り、2005年より重要文化財指定不動産の相続税については70/100、登録有形文化財においては30/100の控除が受けられるようになった。それでも収益を生む活用が難しく維持管理費用負担の大きい指定民家は、相続の際に経済的事情からやむなく手放される可能性が高い。指定家屋に住んだ記憶も愛着も無い世代の当主に交代した際には、公営化のさらなる加速が予想される⁽⁶⁾。

指定を受けていない場合では、価値ある古民家が開発にともない土地の有効活用のために取り潰されてしまう例は枚挙に暇が無い。財団所有や自治体所有となり取り潰しを逃れたとしても、住宅としての本来の機能を失う。解体費用が工面できず放置されている場合もある。たとえば伝統的建造物群保存地区に指定されている奈良県の今井町においては、実はよく見ると空家のまま自然崩壊を待っている町家が複数存在している⁽¹⁰⁾。京都においても伝統町家の約10%が空家であり⁽¹¹⁾、毎年2%の割合で町家を取り壊されている。

5-3. 業者選びと見積りの問題

藤岡家の所在する奈良県および京都府と滋賀県においては、補助金を受けての文化財の解体修理は、所有者から委託を受けて県が行う。所有者が直接発注する場合においても、文化庁や（公）文化財建造物保存技術協会の指導助言に従うことになり、所有者は、通常の建築主のように業者を選定したり工事の内容を指示したり見積金額について意見を述べたりすることができない。つまり所有者は、自らの意志に拘わらず決定される工事費のうちの何割かを所有者は強制的に負担させられることとなる。日本の公共事業の慣習の下においては、文化財の所有者が一般市場における妥当な対価以上の金額を出費している可能性も否定はできない。また文化財修理の材料費や伝統構法の工賃のみならず、設計監理料率も通常のそれより高いのではないかという声も多方面から聞かれた。

5-4. 一般市民から理解が得られない問題

解体修理が終わった1998年から2003年まで、藤岡家では指定部分の一般公開を試みた。見学者一人あたり300円の保存協力金を徴収したが、「自分の家を見せてお金を取るのか」「税金を投入してもらいながら金儲けをしているのか」等との苦情があった。しかし実際には、一般公開のために店番や説明をしなければならない家人の人件費をゼロとして考えても、案内資料の印刷代、光熱費、通信費、ボランティアに提供する茶菓子代その他の出費があり、この程度の保存協力金では、維持保存経費どころか一般公開の経費すら賄えなかった。会社員家庭に育ち店番経験がない夫人には、300円を請求することも気苦労であったという。

一般公開をやめた後、「税金を使って建て替えたのだから家を使わせてほしい」といった要求を見ず知らずの一般市民から受けたこともあった。また事前の予約無しに突然やってくる教育者や研究者、メディアの取材等の訪問にも対応した。

6. 藤岡家の活用断念に関する考察

藤岡家が一般公開していた頃、当主夫人一人で対応するには1ヶ月100人が限界とのことであった。つまり一人300円の保存協力金で月30,000円が限界となる。市街地のため見学者の路上駐車対策に借りた駐車場が月30,000円、それに加えて前述した諸経費と併せて赤字が膨らんだ。また一般公開と同時に、カマド炊きご飯と大和茶の店に場所を賃貸し、当主夫人がボランティアで店を手伝う試みもした。しかし家の説明つき一食600円の定食でも売り上げは伸びず、家賃収入も滞り、この店は2003年11月に撤退した。

この活用の不成功には三つの原因が考えられる。第一は立地である。近年観光化されたとはいうものの、奈良町では白川郷、高山、あるいは奈良県今井町のような歴史的建造物群ではないので、大量の見学客を誘致するのは難しい。また近隣に時間貸し駐車場が無く、観光バスが入れる道幅も無い。しかも藤岡家周辺は一番駅から遠い一角にあり、奈良市内の他の観光地ほどの人通りはない。

第二には、道路を挟んだ向かい側に、無料で入れる市営の「ならまち格子の家」があることである。これは1992年に竣工した町家レプリカで、観光客が無料で見学し休憩に利用できる。築年数において藤岡家とは二百数十年の隔たりがあるが、古色を施してあり、一般観光客にその違いはわからない。実際、筆者が引率した300名の見学者で、説明する前にその違いに気づいた者は皆無であった。古材の耐久性能や文化財を守る人々の生活に興味があるのでなければ、これで十分だ。

第三には、安すぎた価格設定である。見学科300円やカマド飯定食600円では、1日50食は出なければ採算が取れない。宮城県名取市の洞口家住宅が農家レストラン「たてのいえ」を経営していた時には、完全予約制で一人2500円の昼食を提供し、それでギリギリの採算であったという^{注7)}。

7. 町家特有の維持管理の問題

藤岡家では解体修理後 10 年以上の間、割れたトオリニワのタタキをアフターサービスで修繕した以外は、予算が無いために何も修理修繕ができていない。特に家人が気にしているのは、土壁のカビと、板戸や腰板の反りである。いずれも、表の板戸を平常時は締め切っているため、風通しができず、過度の湿気が発生したことが一因と考えられる。しかし店番がいらないのに風を通すために表の板戸を明けておくのは不用心であるし、開けておれば観光客も勝手に入ってくる。「家屋は人が住まなければ急速に傷む」⁽⁵⁾と言われるが、特にこのように本来の形が想定した住まい方がなされずその機能が発揮できない場合にはなおさらである。開放的なオモテを特徴とする町家を仕舞屋として住まうことの難しさがここに見られる。



図4 藤岡家正面、ミセの開閉（筆者撮影）

また敷地に余裕のある農家等と異なり、限られた土地面積の町家においては、藤岡家のように管理棟を敷地内に建てるために一部家屋を撤去せざるを得ない。また町家の敷地は奥に細長いため、所有者の居宅部分に入るのに指定家屋を通らざるを得ないことがほとんどであり、一部を分けて利用することは非常に難しい。また出入りのたびに所有者の存在を露呈することから、プライバシーの確保はいつそう難しい。道行く人々の「自分の家で金儲けか」というような誹謗中傷も日常的に耳に入ったと言う。他の所有者も「隣接して住宅を持っていると他人の力を借りるのにも抵抗がある」⁽³⁾と述べているが、藤岡家のように衆目にさらされる町家においてはなおさらである。

8. 社会環境の変化による機能低下

所有者が住んで維持保存する民家では、自然と共に生きる知恵や環境に優しい生活を学ぶことができる。しかし現代においてせっかく建物そのものを保存しても、周辺環境が変わってしまったために民家建築の持つ合理性やサステナビリティが本来の形で機能できなくなっている場合が多い。藤岡家の前面道路が舗装されたことによって地盤高が上がり敷地内に路面排水が流れ込んで家の土台を痛めたことなども、家の耐久性の問題ではなく、周辺環境の近代化が要因である。

伝統構法の木造家屋の利点であった修理・修繕の容易さや資源再利用の仕組みも、建築基準法の改訂や建設業界のシステムの変化により難しくなり、その経済的負担が所有者達を苦しめている。

産業構造の変化に伴い、所有者による家屋の管理が難しくなった場合も多い。藤岡家においても、当主が他地域に転勤している間、週末のみ管理のために家に戻ったが、当主夫人の観察によれば、このわずかな留守によっても家の傷みが進んだ。

さらに都市の町家においては、集団生活を営む近隣のコミュニティ意識の変化が大きい。たとえば藤岡家住宅においては、近隣家屋の近代化により、かつてこの地域の町家の連続する中庭が担ってきた採光通風・近隣交流およびプライバシーの確保・道路火災時の避難路としての機能なども、ほとんど意味をなさなくなってしまった（図5）。

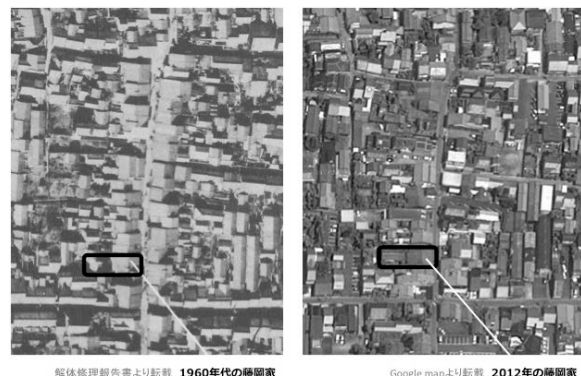


図5 藤岡家周辺環境の変化

9. 科学的評価の難しさ

古民家に住んだことのない学生見学者のほとんどは、室内でも氷点下になることもあるという冬場寒さを指摘した。しかし藤岡夫妻はこの主屋でのエアコン無し、井戸水、薪火という生活にも慣れており、「奈良市内の寒さは北国に比べれば穏やかなもので、昔から重ね着と火鉢程度でしのぐことができる」と夫人は言う。彼らはこの指定家屋で暮らすことを希望しており、管理棟を新築したのは父母の介護のためであった。江戸時代の家屋について「不便があるとすれば調理場がカマドであることと、トイレだけ」とのことである。屋内設置の水洗トイレについては「見学者の利便のために」解体修理時にも水洗のまま維持した。

藤岡家への聞き取り調査は指定家屋内で7月末の10時から18時まで行った屋外は摂氏35度という猛暑の中、午後3時を過ぎるまでは扇風機も回さずに快適に過ごせた。夏季に団体で見学する際、外気が入り込むシモミセから紙の襖1枚で隔てられた北側の仏間に入ると、実際の温度は1℃ほどしか変わらないが、体感的には見学者のほとんどが声を上げて驚くほどの気温差に感じる。また和紙の建具の防音効果についても、隣室の話声はかすかに聞こえるものの内容は聞き取れない程度になることが実際に体験できる。そして実際に家屋内の環境を体験し説明を聞いた学生達は、伝統町家の構造や素材についてよく理解した。

しかしこうした古民家の機能性は科学的に実証することが非常に難しい。建築環境学の研究によれば、「町家の室内環境は改善の必要がある」という結論が出されている場合がほとんどである。防災対策にしても、伝統構法は自然素材による免震・制震構造であり、土台がずれるのも壁が崩れるのも意図的にされたことであるということは、現場では共通した認識であるが、工学的結論によると、「耐震補強」が勧められることも多い。

10. 一般市民の意識と理解度

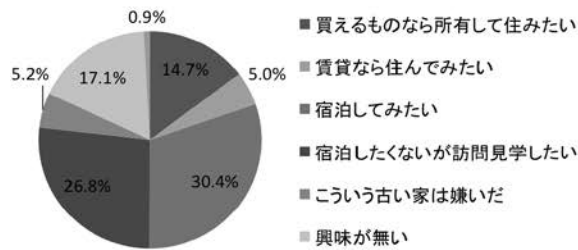
専門分野の学生ではない一般市民が古民家というものについてどのような認識を持っているのかを確認するため、アンケート調査を行ったところ、図6のような集計結果を得た。

対象は全国から無作為に抽出され回答に応じたモニター563名で、その属性を要約すると、年齢層は20代から50代を中心に広く均等に分布しており、男女比は2対1、職業は半数近くが正規雇用の給与所得者で他は主婦・自営業・学生など、世帯年収は400万～1000万円が大半を占める。

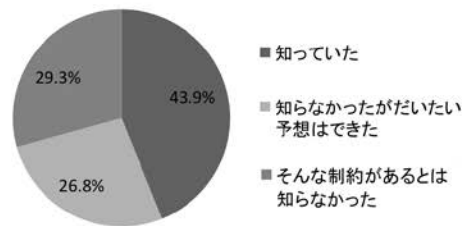
文化財を頻繁に見に行くという人は3.9%と少ないが、旅行先などで機会があれば積極的に見に行くという人が半数以上で、古民家の中まで入ったことまである人も半数以上を占める。

古民家に興味のある人は多く(図6①)、文化財には売却や改築に制限があることも良く理解していることと(図6②)が、有名社寺には500円以上の拝観料を支払っても良いと思う人が多いのに対し(図6③)、民家の見学科金は300円までと考える人が過半であり、支払う必要性を認めていない人が3割近くに上り(図6④)、評価の違いが認められた。文化財の維持管理に多額の費用がかかることについてはおおた無知である(図6⑤)。そのためか維持保存のための財政支援についても理解が低く、税金の投入についても「公共の用に供されるのであれば」と条件をつける人が多い(図6⑥)。しかし古民家のもつ持続性や機能性に関しては「重要と思う」と「興味がわく」を合わせると7割近くとなり、高い関心が示された(図6⑦)。

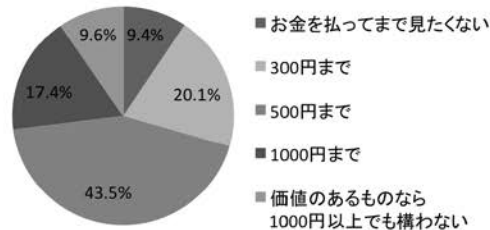
文化財民家の経済状況や持続性・機能性について学んだ後に改めて再度財政支援への理解を問うと、賛意を示す人の割合が上昇した(図6⑧)。一方、半数近くの人が文化財には住みたくないと言明し(図6⑨)、自分が相続人だった場合を想定すると、経済的負担を拒否する人が半数を超えた(図6⑩)。



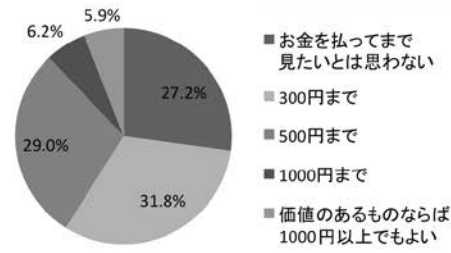
① 古民家をどう思うか？



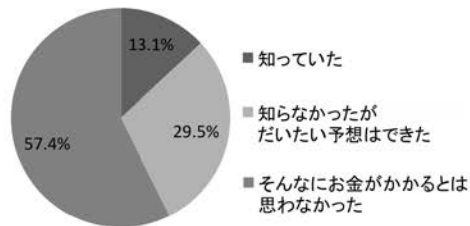
② 文化財住宅の売却・改築に関する制限を知っていたか？



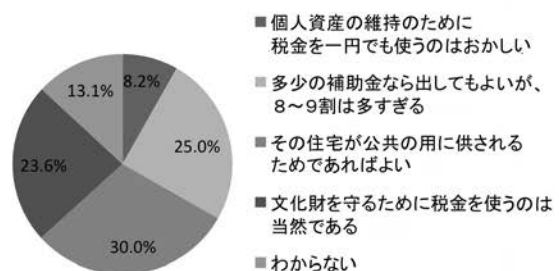
③ 社寺や城に支払ってもよい見学の上限



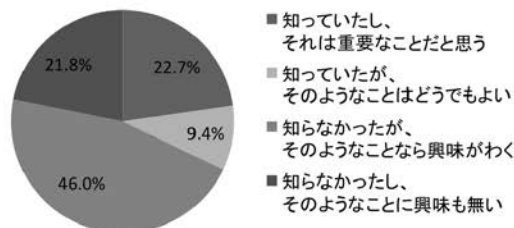
④ 古民家に支払ってもよい見学の上限



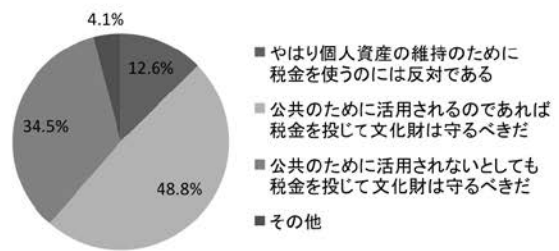
⑤ 文化財所有者の個人負担を知っていたか？



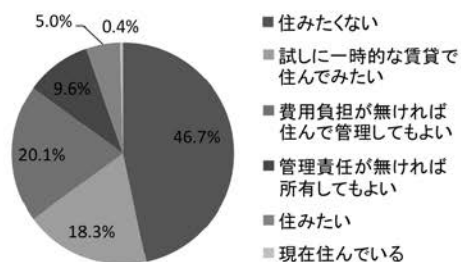
⑥ 文化財所有者への補助金をどう思うか？



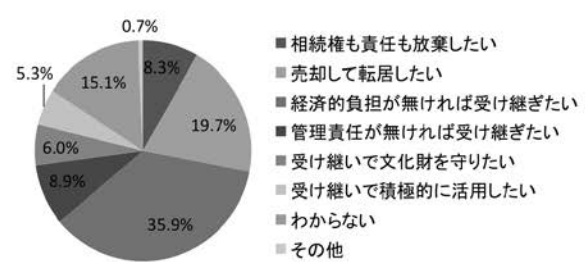
⑦ 古民家の持続性や機能性を知っていたか？



⑧ 所有者の実情を知った上で、文化財財政への意見は？



⑨ 文化財に住みたいと思うか？



⑩ 自分が文化財の相続人だったらどうするか？

図6 文化財に関する一般市民アンケート (n=563)

1 1. 結論

所有者達に対する聞き取り調査から、彼らの経済的負担や精神的負担が明らかになり、その大きな要因のひとつが周囲の無理解であると推察された。そこで、一般市民の文化財民家に対する理解を調査したところ、文化財の経営的状況についてはほとんどの人が無知であることがわかった。有名社寺の拝観料は当然のように支払うのに、民家に対して見学料を支払うことに抵抗を感じる人も多いあたり、文化財に対する認識不足も露呈した。また税金を投入することについて「公共の用に供されるのであれば」と条件をつける人が多く、「個人が生活して民家としての機能を守るか、一般公開するかふたつにひとつである」⁽⁵⁾ という民家の維持保存活用の実情や、所有者自身が生活しながら維持保存することの価値についても、理解されていないことがわかった。しかし、環境保護やコミュニティの復活といった現代社会に緊急の課題から古民家の価値を説明すると、保存に理解を示す人が増えたことから、ここに市民啓蒙や教育目的の活用への新たな可能性が垣間見えた。

1 2. 今後への課題と提言

文化財民家の形の背景にある「心」を伝えるためには、個々の文化財を深く理解した上で適切な説明のできる人材が不可欠であり、そこで実際に暮らしている人でなければ知らないこと、説明の出来ないことが多い。そのためにも、藤岡家住宅のような実際に使用されている古民家を守る価値は高く、そのためにも所有者に過度の負担を強いない制度の確立が急務である。所有者団体からたびたび陳情されている相続税の免除の他、見学料を公的に一律に定めて周知する、申し込み手続きを市町村の教育委員会が一括して管理することなども一案であろう。また何よりも重要なのは一般市民の啓蒙活動であり、教育者や研究者が果たすべき役割もそこにあると考える。

注釈

- 注1) 重要文化財指定家屋の所有者の全国組織であり、会員数約130名、2008年よりNPO法人となった。
- 注2) 所有者は英国ナショナルトラストに家屋を寄贈した後、孫の代までその家に住み管理を行うことができる。
- 注3) 人数が概数なのは、出身や国籍が複雑な学生が含まれており、紙面の制約上詳しく説明できないからである
- 注4) (株) ジャストシステム提供のFastAskを利用した。
- 注5) 当主からの聞き取りの他、羽曳野市教育委員会歴史文化財推進室より入手した資料により確認した。負担割合は、国80%、大阪府0%、羽曳野市10%、所有者10%。
- 注6) 助成金額は、交付先による多寡が誤解を生むといけないため公表してほしくないという市町村が多い。
- 注7) 2011年東北大地震で被災し、2012年現在は修復工事のため営業停止中であった。

参考文献

- (1) 菊地成朋、歴史保全の立脚点を考える、日本建築学会大会(東海)建築計画部門研究協議会資料、2012
- (2) 全国重文民家の集い、梁(うつばり) vol.1、1982.4
- (3) 全国重文民家の集い、梁(うつばり) vol.29、2011.4
- (4) 大野敏、「住宅建築保存修復の考え方と手法」において感じたこと、梁 vol.25、3p. 2006.4
- (5) 全国重文民家の集い編集委員会、重文民家と生きる、学芸出版社、2003
- (6) 吉村堯、民家：こころとかたち、重要文化財吉村邸保存会、1998
- (7) 浅見雅子・金子幸子、重要文化財指定住宅の住生活に関する研究(第1報)、—所有状況および公的機関による維持管理上の問題点について—、民俗建築 vol.83、1983.5
- (8) 奈良県教育委員会文化財保存事務所 重要文化財藤岡家住宅修理工事報告書、1998
- (9) 全国重文民家の集い、梁(うつばり) vol.15、1996.4
- (10) 向井・藤平・田中、不在木造家屋の構造健全性維持のための保守管理に関する調査研究、歴史都市防災論文集 vol.4、2010
- (11) 京都市都市計画局、京町家まちづくり調査、広報資料 2010年8月25日

Abstract

Fujioka Residence is over 250 years old shop-house in Nara-machi designated as an important cultural asset of Japan. The owner has an obligation to preserve their house with expensive materials and historical building techniques. Fujiokas, however, are one of rare families who still live in and use the historical house. The author interviewed Mrs. Fujioka, having observed the house from 2001 to 2011, and found that the real problem was people's misunderstanding. The author got 280 feedbacks from students who visited the house, and 563 responses from general public. The result of these surveys suggested that social consensus to preserve those houses may be increased by environmental education.